

第23回 玉村町農業委員会 議事録 (部会)

事務局長 : ただ今から、第23回玉村町農業委員会の農振部会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 : みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

事務局長 : ありがとうございました。それでは、農振部会長に進行をお願いいたします。

部会長 : それでは皆様、慎重なご審議をお願いいたします。
早速ですが議題に入りたいと思います。
議案各号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1 令和7年4月21日受付
この申請は露天駐車場用地への農地転用です。

＜議案第1号 番号1の内容について説明＞

事務局 : 次に議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1 令和7年2月20日受付
この申請は、3月総会で保留になった案件で、売買による露天駐車場用地への農地転用です。

＜議案第1号番号1の内容について説明＞

次に番号2 令和7年3月12日受付
この申請は、使用貸借による露天駐車場及び資材置場用地への農地転用です。

＜番号2の内容について説明＞

次に番号3 令和7年3月19日受付
この申請は、売買による通路用地への農地転用です。

＜番号3の内容について説明＞

次に番号4 令和7年4月15日受付
この申請は、使用貸借による、一般住宅用地への農地転用です。

＜番号４の内容について説明＞

次に番号５ 令和７年４月１８日受付

この申請は、売買による、露天駐車場用地への農地転用です。

＜番号５の内容について説明＞

次に番号６ 令和７年４月２１日受付

この申請は、売買による、一般住宅用地への農地転用です。

＜番号６の内容について説明＞

事務局：次に議案第３号 農地法第３条の規定による許可申請については本会議で審議しますので部会では扱いません。

事務局：次に議案第４号 農地法関係許可取消願いについて説明いたします。

番号１ 令和７年４月２１日受付

この申請は、露天資材置場として受けた転用許可を農地として利用するため、許可の取消を行うものです。

＜番号１の内容について説明＞

部会長：それでは、現地確認をお願いいたします。

＜現地確認に出発＞

（現地確認後）

部会長：現地確認お疲れさまでした。

それでは、議案第１号 番号１についてご意見をお願いいたします。

（意見無し）

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、部会としては、許可相当といたします。

それでは、議案第２号 番号１についてご意見をお願いいたします。

（意見無し）

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、部会としては、許可相当といたします。

それでは、議案第2号 番号2についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、
部会としては、許可相当といたします。

それでは、議案第2号 番号3についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、
部会としては、許可相当といたします。

それでは、議案第2号 番号4についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、
部会としては、許可相当といたします。

それでは、議案第2号 番号5についてご意見をお願いいたします。
(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、
部会としては、許可相当といたします。

それでは、議案第2号 番号6についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、
部会としては、許可相当といたします。

部会長 : ご審議ありがとうございました。それでは、以上のことを委員会で報告させていただきます。これで部会を終了いたします。

●玉村町農業委員会 議事録 （本会議）

事務局長：ただ今から、第23回玉村町農業委員会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長：みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
温暖化が進んでいる。いかに管理していくかが重要である。暑さに強い品質を選択するかが大事である。

事務局：ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議 長：本日の出席委員は15名ですので、総会は設立しております。
玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、
今回は 10番 齊藤 勝 委員 11番 原 泰治 委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局の関口主査を指名します。

議 長：それでは、議事に入ります。
議案第1号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1 令和7年4月21日受付
この申請は露天駐車場用地への農地転用です。

本件は、3月総会で保留になった案件と関連しており、議案第2号番号1と
合わせてご審議お願いします。

＜議案第1号番号1の内容について説明＞

以上で番号1の説明を終了します。

議 長：それでは、番号1について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、
報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、
部会としては許可相当と判断いたしました。

議 長：それでは、番号1について審議を行います。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号 1 について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成ということで、番号 1 は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

議 長 : 次に議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 次に議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。

番号 1 令和 7 年 2 月 20 日受付

この申請は、3 月総会で保留になった案件で、売買による露天駐車場用地への農地転用です。

<議案第 2 号 番号 1 の内容について説明>

以上で番号 1 の説明を終了します。

議 長 : それでは、番号 1 について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、
部会としては**許可相当**と判断いたしました

議 長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号 1 について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成ということで、番号 1 は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

議 長 : 次に議案第 2 号 番号 2 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第 2 号 番号 2 について説明いたします。

事務局 : 番号 2 令和 7 年 3 月 12 日受付

この申請は、使用貸借による露天駐車場及び資材置場用地への農地転用です。

＜議案第2号 番号2の内容について説明＞

以上で番号2の説明を終了します。

議 長 : それでは、番号2について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、
報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、
部会としては許可相当と判断いたしました

議 長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

5 番委員 : 反対ではないが、道路と水平になるまで土盛りをするには、相当な費用がかかる
と思う。これを無償で賃借することが、少し気になる所である。

議 長 : よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号1について、原案
のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成ということで、番号2は原案のとおり許可相当と決定いたします。

以上で議案第2号 番号2を終了いたします。

議 長 : 次に、議案第2号 番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 議案第2号 番号3について説明いたします。

事務局 : 番号3 令和7年3月19日受付
この申請は、売買による通路用地への農地転用です。

＜議案第3号 番号2の内容について説明＞

以上で番号3の説明を終了します。

議 長 : それでは、番号3について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、
報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、
部会としては許可相当と判断いたしました

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手無し）

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号3にいて、原案
のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成ということで、番号1は原案のとおり許可相当と決定いたします。

以上で議案第2号 番号3を終了いたします。

議長：次に、議案第2号 番号4について、事務局より説明をお願いします。

事務局：議案第2号 番号4について説明いたします。

事務局： 番号4 令和7年4月15日受付
この申請は、使用貸借による、一般住宅用地への農地転用です。

＜議案第2号 番号4の内容について説明＞

以上で番号4の説明を終了します。

議長：それでは、番号4について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、
報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、
部会としては許可相当と判断いたしました

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手無し）

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号4について、原案
のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成ということで、番号4は原案のとおり許可相当と決定いたします

以上で議案第2号 番号4を終了いたします。

議 長 : 次に、議案第2号 番号5について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 議案第2号 番号5について説明いたします。

事務局 : 番号5 令和7年4月18日受付
この申請は、売買による、露天駐車場用地への農地転用です。

＜議案第2号 番号5の内容について説明＞

以上で番号5の説明を終了します。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、
部会としては許可相当と判断いたしました

議 長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号5にいて、原案
のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成ということで、番号5は原案のとおり許可相当と決定いたします

以上で議案第2号 番号5を終了いたします。

議 長 : 次に、議案第2号 番号6について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 議案第2号 番号6について説明いたします

事務局 : 番号6 令和7年4月21日受付
この申請は、売買による、一般住宅用地への農地転用です。

＜議案第2号 番号6の内容について説明＞

以上で番号6の説明を終了します。

議 長 : それでは、番号6について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、
報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号6にいて、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成ということで、番号6は原案のとおり許可相当と決定いたします

以上で議案第2号 番号6を終了いたします。

議長：次に、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1 令和7年4月17日受付
この申請は売買による所有権移転の申請です。

<議案第3号 番号1の内容について説明>

以上で番号1の説明を終了します。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

事務局：譲受人は町外の方であるため、譲受人の所有農地における管理状況を確認するため、対象地地区の自治体へ照会依頼を行い、写真にて確認をしたところ荒地が数ヶ所確認されたため、許可については保留とし、すべての荒地を改善できれば許可できると考えます。

議長：この件は保留とし、改善確認が出来ましたら次回審議するという事でよろしいでしょうか。

全員賛成ということで、番号1は原案のとおり保留といたします。
事務局はて申請人に連絡を行ってください。

以上で議案第3号をすべて終了いたします。

議 長 : 次に、議案第 4 号 農地法関係許可取消願について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第 4 号 農地法関係許可取消願について説明いたします。

議案第 4 号 令和 7 年 4 月 21 日受付
この申請は転用許可取消願いの申請です。

申請理由は、平成 8 年に露天資材置として許可済みですが、現況は畑として利用しているとのことです。

＜議案第 4 号の内容について説明＞

以上で議案第 4 号の説明を終了します。

部会長 : この件に関しましては、申請地は畑の状態になっており、部会としては取消を認めてもよいと判断いたしました

議 長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。本件取消願いについて認めてもよいことに賛成の方は挙手願います。

全員賛成ということで、本件取消を決めるという意見と決定いたします。

以上で議案第 4 号をすべて終了いたします。

議 長 : 続いて、報告事項に入ります。
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理状況について報告いたします。別紙のとおり相続で 4 件受理しております。

報告 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理状況について報告いたします。2 件受理しております。

以上で報告事項を終わります。

議 長 : それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。
(挙手なし)

無いようですので、報告事項については、終了とします。

議 長 : 続いて、次第6 その他 に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局 : ○ 農地所有適格法人にかかわる要件の追加について
○令和6年度 会計報告

議 長 : 以上で、本日の議題は全て終了いたしました。
進行を事務局にお返しいたします。

事務局長 : これにて今月の農業委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。